仙台市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画改定に係る答申の概要

1 計画の位置づけ・改定の経緯等

(1)計画の位置づけ

杜の都環境プラン(仙台市環境基本計画)の部門別計画,並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第6条第1項に基づく一般廃棄物処理計画として,本市の一般廃棄物の処理に係る基本的な考え方や方向性について定めるもの

(2) 改定の経緯

現行の計画(平成11年策定)の計画期間が本年度末に満了することから、平成21年11月に仙台市廃棄物対策審議会に計画の改定を諮問し、中間案への市民意見募集(7~9月)を経て、答申としてまとめられたもの

(3) 改定計画の期間

平成23(2011)年度から平成32(2020)年度までの10年間

2 主な課題認識

- 日常的に行うことができる具体的な3R行動について,一層の浸透が必要
- 地域と協力して、地域特有の課題の把握に努め、効果的な分別排出の周知が必要
- 低炭素社会の構築に貢献し、かつ、経済性を考慮した効率的なごみ処理体制の構築が必要
- 3 基本目標(目標年次は平成32年度) ※ 施策体系と目標の全体及び主な施策は別紙を参照
 - (1) ごみ総量 平成 21 年度比で 10%以上削減し, 330,000 トン以下
 - (2) リサイクル率 40%以上
 - (3) 燃やすごみの量 平成 21 年度比で 16%以上削減し, 267,000 トン以下
 - (4)温室効果ガス排出量 ごみ処理に係る温室効果ガス排出量を中長期的に低減

4 施策の基本的な方向性等

※ 施策体系と目標の全体及び主な施策は別紙を参照

- (1) 資源循環都市づくり
 - 生活ごみ・事業ごみの減量・リサイクルの更なる推進
 - ごみの適正処理体制の確立
- (2) 低炭素都市づくり
 - 収集運搬・中間処理・最終処分における温室効果ガスの削減
- (3) 市民・事業者・市の連携や三者が一体化した施策の推進
 - 実践につながりやすい広報・啓発事業の展開
 - 地域課題の解決に向けた取り組みの推進

5 処理施設の整備計画と処理体制

- ごみ量などの予測を踏まえた適正かつ効率的な収集運搬体制の構築や施設のあり方の検討
- 既存施設における長寿命化や低炭素社会構築に寄与する設備の導入の検討
- 廃棄物系バイオマスのリサイクル体制の構築の検討

6 今後のスケジュール

3月下旬に改定計画を告示する予定